

地域主権改革で働く者の権利が脅かされる

◇ 賃金、労働時間… 最低基準を地域の事情に よって切り下げていいのか

地域主権改革の中で、労働行政は、労働局・監督署・ハローワークとともに地方公共団体（主に都道府県）への移管が議論されています。

これが現実になると、労働行政の運営は、地方公共団体の財政事情等で大きな影響を受けることになります。現在、多くの地方は疲弊し地方公共団体は財政的に逼迫しており、国の補助金なしでは運営できない状況です。となれば、財政事情等を理由に地方労働行政が縮小され、監督署・ハローワークの統廃合で利用者の窓口が減り、働くものの権利は大きく後退してしまいます。

また、労働基準の設定が、地方公共団体ごとの自由となるなら、大企業誘致の意向を反映し、労働基準が大幅に低下されかねません。

◇ 憲法、ILO条約違反は明白 求められる国の責任と低い日本の労働者の権利

日本国憲法では、働く者の多様な権利を基本的人権として定め、国が責任を持って保障すべきと規定しており（憲法27条、28条）、安易な労働行政の地方移管は憲法違反の可能性がります。

また、国際的な労働基準を定めたILO条約では日本も批准する81号、88号条約により、監督署やハローワークは国の責任で直接運営することが定められており、労働行政の地方移管は、これに明白に違反します。

このことは、厚生労働省労働政策審議会や日本弁護士連合会をはじめ、法曹界や多くの労働組合等からも指摘されています。

厳しい雇用情勢が続き、職場に過重労働が広がる中、今求められていることは、国の責任で安心して働くルールを確立することであり、その実施主体としての労働行政を拡充していくことです。

国の労働行政は非効率 地方の方が効率的と言いますが

ちょっと待って!

ハローワークの地方移管を求める声には、「地方で運営・実施した方が効率的でサービス向上になる」との主張がありますが、その主張には重大な事実誤認が見られます。

誤った主張①

ハローワークでは県内の求人しか見ることができない。

ハローワークの求人情報は、県境に関わらず、その労働市場・通勤圏で公開されています。さらに、窓口では全国の求人を提供できます。

誤った主張②

ハローワークの利用で就職した人は1割にも満たない。

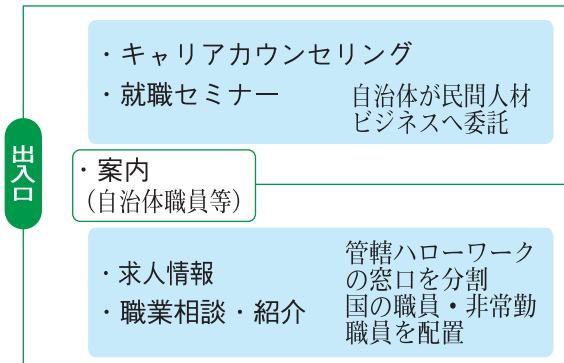
転職者の約25%が利用者で、縁故の27%に続きます。民間職業紹介は2%未満です。(2008年雇用動向調査)

職業紹介以外の業務でも、雇用保険について「国が保険者、地方が支給窓口」との意見もありますが、これは、国の下に地方を置くものとして批判され廃止された「機関委任事務」を復活させるもので、国と地方の対等な関係を求める地域主権改革の根底に反します。

地域主権改革は、その響きの良さから、まるで地域住民の声が、政治・行政に反映されるようになるかのようなイメージを広げています。しかし、労働行政分野の地域主権改革は、労働者の権利を大きく後退させる危険を含んでいます。

労働行政は国と地方の二重行政と言いますが

自治体の行っている職業紹介施設の例



上記の様に、自治体は職業紹介を行っていない場合が多いが、紹介数、就職数は自治体の成果とされることが多い。施設の設置は自治体財政。応募書類を書くためのフリースペースや自由に使えるパソコンを用意している場合もある。職業紹介・相談窓口の机・消耗品や求人情報等は主にハローワークが提供。

自治体が無料職業紹介事業の許可を得ている場合は、自治体が職業相談・紹介を行っているが、民間に委託されている場合も多く、「求人情報が少ない」「就職が決まらないから、ハローワークを利用するよう指導された」などの報告がある。なお、同様のサービスは、ハローワークでも受けられる。

◇ 真のねらい 規制緩和と民営化の推進

なぜ、このように問題の多い地域主権改革を推し進めなければならないのでしょうか。

財界は、地域主権改革や道州制を導入することにより、自分たちに都合のよい施策が導入できるようになるとはつきり明言しています。一括交付金を自らのために支出させ、地域ごとに労働法制を都合よく決めようとしています。また、労働行政の地方移管を求める首長の中には、移管後の民間委託にも言及しており、国との「市場化テスト」で敗れた人材ビジネス界には、朗報でしょう。

財界の主張では、「改革で企業の国際競争力は高まり、地域は潤う」としていますが、国が責任を放棄し、疲弊した地方での「自己責任」が強られる生活に展望は見いだせません。

安心して働くことのできる社会をつくるために、国の責任放棄につながる労働行政の地方移管に反対です